日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト認定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト推進協議会会則（以下「会則」という。）第２条に規定する日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト推進協議会（以下「推進協議会」という。）が、本市の特産品及びみやげ品等を日本遺産のまち伊勢原うまいものセレクト（以下「うまいものセレクト」という。）として認定するために必要な事項を定めるものとする。

（認定品の定義）

第２条　この要綱において「認定品」とは、第４条に規定する認定基準を満たし、うまいものセレクトに認定したものをいう。

（認定品の種類）

第３条　認定品の種類は、次のとおりとする。

(1) 食品加工商品
(2) 農畜林産物
(3) 工芸品・工業製品
(4) 飲食メニュー
(5) その他の特産品及びみやげ品等

（認定基準）

第４条　推進協議会は、うまいものセレクトの認定に当たり、認定基準を次のとおり定めるものとする。

2　必須認定基準

(１)伊勢原にゆかりがあり、製造、加工、採取、販売等しているもの
(２)伊勢原のＰＲに寄与するもの

3　共通認定基準

(1)伊勢原にゆかりのあるもの
(2)品質が優良で価値があるもの
(3)デザインや包装が優れているもの（農産物、飲食メニューは除く）
(4)正当で適当な価格であるもの
(5)関係法令に定める基準に適合しているもの
(6)その他、会長が特に必要と認めるもの

（登録申請の手続）

第５条　認定登録を受けようとする者は、登録申請書（第１号様式）に産品の内容が分かる資料等を添え、推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（認定審査）

第６条　会長は、登録申請者から第５条の申請を受けたとき、認定に係る審査について、審査員を招集し審査会を開催する。

２　審査会は、提出された申請書等から、認定基準に基づき審査するものとする。

３　審査会は、前項の規定による審査等に必要な産品の提供を申請者に求めることができる。この場合、提供された産品は、原則、返却しないものとする。

４　審査委員長は、審査の結果を会長に報告する。

（認定登録）

第７条　推進協議会は、前条第４項の規定により報告のあったものについて、これを認定品とすることが適当と認めた場合は、これを認定品として決定し、登録するとともに、当該登録申請者に対し、認定証を交付するものとする。

２　認定登録を受けた者（以下「認定登録者」という。）は、認定証の表示及び商品やメニューへのロゴマークの貼り付け、表示することができる。

３　ロゴマーク、名義等を包装紙等に印刷により使用する場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

（登録有効期間）

第８条　認定品の登録有効期間は、前条第１項の規定により登録された日から３年とする。ただし、認定品の登録有効期間を同一とするため、期間途中に新規に登録された認定品については、この限りではない。

（更新登録の申請手続）

第９条　前条に規定する登録有効期間が満了する場合において、登録をさらに継続して受けようとする者は、会長が指定する期間内に更新登録申請書（第２号様式）に産品の内容が分かる資料等を添え、会長に提出しなけれ

ばならない。
２　前項の申請において、第６条に基づく認定審査は、原則、行わないこととする。

（登録変更手続）
第１０条　認定登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録変更申請書（第３号様式）を速やかに会長に提出しなければならない。
(1) 氏名又は住所（法人、その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
(2) 認定品の名称を変更したとき。
(3) 認定品の規格、形状又は容器包装を著しく変更したとき。
(4) その他第５条又は第９条の規定による申請内容に変更があったとき。

（登録等の手数料）
第１１条　会長は、認定登録者から登録等に係る手数料を徴収するものとする。
２　手数料は、第7及び第９条の規定による登録をしたときに徴収する。
３　前項に規定する手数料は、次のとおりとする。
新規登録料　　1品目につき 5,000円
認定証発行費　１事業者 10,000円

（査察）
第１２条　会長若しくは会長が指定した者は、認定品について登録又は更新登録時の条件に適合しているか随時査察することができる。

（登録の取消し）
第１３条　会長は、次の理由があると認めるときは、認定品の登録を取り消すことができる。
(1) 第４条の認定基準に適合しなくなったとき。
(2) 認定品としての信用を著しく害する行為が生じたとき。
(3) ロゴマーク又は名義を認定品以外に使用したとき。
(4) 認定品の生産、製造等を中止したとき。

（登録の辞退）
第１４条　認定登録者は、自ら登録を辞退するときは、認定証を速やかに会

長に返却しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 登録有効期間が満了する際、登録の更新を行わないとき。

(2) 認定登録者の店舗閉鎖のとき。

(3) 認定商品の製造中止等の場合のとき。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年１月２８日から施行する。

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。